

第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画の成果と課題

資料 9

●基本目標			●施策の方向	●第2期計画の主な成果	第2期からの課題(★)と「こどもまんなか実行計画」からの新たな課題(○)
みんなで子育て 子どもをきらきら 京田辺 子どもの輝きが、すべての市民を結ぶ	I 子どもを生み育てる喜び が実感できる環境づくり	(1)母と子の健康づくり支援	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代包括支援センターを設置し、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門職が対応し、必要な支援の調整や関係機関と連携する等、切れ目のない支援を行った。 こども家庭センター(R6開設) 	<ul style="list-style-type: none"> 産後ケア事業：出産後、心身のケア等が必要な場合に医療機関での宿泊、助産師の家庭訪問による保健指導等を行い安心して子育てができるよう支援を行う事業 妊婦・周産期の母子保健事業を実施した。(妊婦健康診査(14回)、産婦健康診査助成事業(2回)、妊婦歯科検診事業、産後ケア事業、産前・産後サポート事業、産前・産後ヘルパー派遣事業、養育支援訪問事業) 子どもの医療費の助成を高校生年代まで拡大した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「こども基本法」の「こども」の定義も踏まえ、すべての妊産婦、子育て家庭、こどもに対して、母子保健と児童福祉の一体的、包括的な相談支援体制の強化のため、新たに設置した「こども家庭センター」の周知と機能強化を図ること。
			<ul style="list-style-type: none"> 第3次京田辺市男女共同参画計画を策定し、掲載事業を推進した。 情報発信強化事業：広報紙において子育て関係の記事を集約している。子育て関係の情報を希望する登録者にLINE配信をスタートした。 子育て応援ガイドブックを毎年発行し、出生や転入の届出の際に配付した。 明日の親となるための子育て理解講座として年2回の思春期育児体験事業を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児の疾病予防・早期発見、発育・発達、健康の増進の観点から、先天性疾患が顕在化し養育者が不安を感じやすい時期(生後1か月)と社会性が高まり、発達障害が認知されやすい時期(5歳)に新たな健康診査を実施すること。 	
		(2)子育てに係る意識の啓発 及び情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> 第3次京田辺市男女共同参画計画を策定し、ワーク・ライフ・バランスの啓発等に取り組んだ。 公立中学校における給食提供を開始した。 市立幼保連携型認定こども園の整備事業に取り組み、大住こども園を開設した。 待機児童の発生を抑制するため、保育園等を民設民営方式で整備した。 3~5歳、住民税非課税世帯の0~2歳の子どもの保育料を無償化した。 保育所(園)・こども園等において、年度当初での入所希望者全員を受け入れた。 留守家庭児童会において入会希望者の増加に対応するため、施設を整備するとともに、平日の放課後のほか、土曜日、夏休み期間中の入会希望者の増加に対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> こどもの頃からの男女共同参画意識を醸成するため、こどもを対象とした男女共同参画推進講座を継続して開催すること。 	
			<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場を設置した(保健・医療・保育・教育・福祉等)。 障がい児支援の提供体制として一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図った。(支援をつなぐための「あしあとファイル」や「連絡シート」を活用した幼稚園、認定こども園、保育所(園)、小学校、中学校間の連携強化) 特別支援学校との連携や、さらに、特別支援学校に設置されている地域支援センター等の活用を通じて、早期からの一貫した就学相談や進路指導の充実に努めた。 家庭児童相談室における相談事業 	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦が情報源とする割合の高かったインターネット、SNSへの対応としてLINEでの発信を充実するとともに、子育て応援ガイドブックの掲載内容も拡充すること。 継続して相談事業に取り組むとともに、相談窓口の積極的な周知を図ること。 	
	II 子どもが笑顔にあふれ、 健やかに育つ環境づくり	(1)心身を健やかに育む 子育て環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> 家庭で学習環境が整えにくい子どもを対象に「子ども生活・学習支援事業」を実施した。 教育支援センター「アイリス」を学校に行きにくい児童生徒のためのもうひとつの居場所として開設した。 「子どもの主張大会」を実施し、意見発表の機会を設けた。 	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の支援の一環として、養育費確保の支援に関する取組みを検討すること。 	
			<ul style="list-style-type: none"> 同志社大学等と連携した子どもの学びの機会づくりに取り組み、子どもたちに理科・スポーツ等への興味・関心を高める取り組みを実施した。 児童が放課後を安全で健やかに過ごせる居場所づくりと地域の方々との世代間交流をねらいとして「放課後子ども教室」を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児をはじめ、障がいのある児童・生徒の個々の状況に応じたサポート体制を充実するとともに、インクルーシブ教育の推進を図ること。 	
		(3)子どもの権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> こどもの権利条約について、市ホームページに掲載した。 LGBTに関して、リーフレット等を活用し、理解を促進した。 京田辺市“生きる”支援計画に基づきゲートキーパー養成講座の開催などの事業を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育士等の確保に加えて、こども園の整備も踏まえて、施設類型にかかわらず質の高い幼児教育・保育が行われるよう関係職員の資質向上に努めること。 子育て家庭の交流や相談支援のため地域子育て支援拠点の充実を図ること。 ICTを活用した子育て環境の整備や学習等の充実を図ること。 	
			<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会において、児童虐待や非行など保護を要する児童や出産前から養育に支援が必要と思われる妊婦などに対して、関係機関が連携して組織的に対応し、適切な支援を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 若者活躍の場としてもこどもたちの学びの取組みでの大学との連携を一層進めること。 不登校支援はじめとする教育支援センターの充実を図ること。 こどもが安心して放課後等を過ごせる居場所づくりを一層進めること。 	
		(5)子どもの貧困対策	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮世帯等ができるだけ早期に自立できるように専門の相談員が相談に応じ、自立支援へをつなげるため、仕事とくらしの相談室「ぶらす」による相談事業を実施した。 家庭で学習環境が整えにくい子どもを対象に「子ども生活・学習支援事業」を実施した。 就学奨励費及び特別支援教育就学奨励費の対象者への適正な支給に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 「こども基本法」の「こども」の定義も踏まえて、改めて「子どもの権利」の啓発を図ること。ヤングケアラーの把握に努めること。 いじめ対策、自殺対策も含めた命の大切さの教育、啓発を進めること。 (再掲)すべての妊産婦、子育て家庭、こどもに対して、母子保健と児童福祉の一体的、包括的な相談支援体制の強化のため、新たに設置した「こども家庭センター」の周知と機能強化を図ること。 	
	III 子どもが安心して暮ら し、育つことができる環 境づくり	(1)地域における子育て支援 の推進	<ul style="list-style-type: none"> 大学生等による子どもの多様な学びの機会提供に対する支援を実施した。 高齢者いきいきポイント事業に登録されているボランティアを、保育所等のこども関連施設に派遣し、世代間交流を促進した。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活の安定、自立に向けた相談、支援に継続して取り組むこと。 子どもの生活・学習支援に継続して取り組むこと。 	
			<ul style="list-style-type: none"> インフラ長寿命化修繕計画及び更新計画を策定した。 市立幼保連携型認定こども園を整備した。 通学・通園路の安全対策事業を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが事件や事故に巻き込まれないよう、地域ぐるみで見守る意識を高める取組みを進めるとともに、地域における支え合いの強化を図るために、新たな手を発掘していくこと。 (再掲)若者活躍の場としてもこどもたちの学びの取組みでの大学との連携を一層進めること。 子育て中の方が乳幼児を連れて気軽に外出できる環境の整備を進めること。 	